

消耗備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府タウン管理財団</p>	<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）の会計規程第54条によると、消耗備品については年1回以上の現物確認を行うことが定められている。</p> <p>財団の千里事業本部では、消耗備品（耐用年数1年以上のもので、取得価格が3万円以上10万円未満のもの）について現物確認を実施していなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 必要な体制を整備し、年1回以上台帳と照合を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン財団会計規程】 (物品等の照合)</p> <p>第54条 理事長及び財産管理担当者は、消耗備品台帳に記載した消耗備品について、各会計年度において1回以上、また、郵券類出納簿に記載した郵便切手等については、毎月末時に、それぞれ台帳等を現物の照合を行わなければならない。</p> </div>	<p>千里事業本部内の消耗備品の現状について再度把握するために実査を行い、把握した消耗備品に番号を付番し、消耗備品台帳を再度整理した。</p> <p>また、各消耗備品に付番した番号に基づくシールを作成し、貼付した。</p> <p>今後、この台帳に基づき、年1回以上、財産管理担当者による現物の照合を実施する。</p>